

富士宮市公立保育園再編計画策定業務仕様書

1 業務名

富士宮市公立保育園再編計画策定業務

2 業務の目的

第6次富士宮市総合計画において、「社会情勢の変動を視野に入れ、持続可能な保育施設の提供体制となるよう検討する。」としている。

そこで本市では、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「富士宮市こども計画」に基づき、子育て支援の需要と供給のバランスを最適化し、既存保育施設の規模・位置等を考慮しながら、公立保育園のあり方、定員調整、統廃合を検討している。

このような中、富士宮市において、将来に渡り持続可能で安心安全な保育環境を確保すべく、富士宮市公立保育園再編計画を策定する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和10年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 現状分析と課題整理

人口、世帯数、就学前教育・保育施設の数と配置などを統合的に分析する。分析は、富士宮市こども計画における保育の提供区域（全域・北部区域・中央西区域・中央東区域）ごとに行うこととし、分析項目別の現況図などを用い、課題を分りやすく整理する。

(2) 調査の実施

富士宮市こども計画、第6次富士宮市総合計画、富士宮市公共施設等総合管理計画、富士宮市公共施設長寿命化計画等、富士宮市策定計画に記載されたデータのほか、官公庁が公表しているデータ、信頼できる民間データを活用するとともに、就学前児童の保護者に対し、アンケート調査を行う。

(3) 計画策定

策定する計画の期間は、令和10年度から令和19年度までの10年間とする。

公立保育園のあり方、定員調整、統廃合について、富士宮市こども計画における保育の提供区域（全域・北部区域・中央西区域・中央東区域）ごとに計画策定するとともに、保護者や地域住民の合意形成、他園への移行、通園環境の確保、段階的实施など、再編計画を実現するための具体的な手法を明記する。

また、令和10年度から令和14年度末までの5年間については、実施可能な工程の

スケジュール化を検討・整理し、行動計画（再配置計画）として作成する。

(4) 打合せの実施

本事業の円滑な遂行と進捗管理のため、月1回程度の定例打合せを実施する。なお、開催場所は富士宮市本庁舎、またはオンライン会議によるものとする。

また、業務を節目や疑義が生じた場合、本市の求めに応じて速やかに随時打合せを行う。

(5) 情報の提供

業務全般に係る国及び静岡県の方針等の情報及び他自治体の先進事例について収集し、富士宮市に提供すること。

(6) 計画及び概要版の作成

確定した計画の報告書及び概要版について、「5 成果品」に掲げる仕様で作成すること。

(7) 計画策定までの進捗管理

令和10年3月31日までに成果が出せるよう、本業務のスケジュールを立て、進捗管理する。

5 成果品

《令和8年度》

- ・中間報告書 1部
- ・データファイル CD（ファイル形式はPDF） 1枚

《令和9年度》

- ・報告書 1部
- ・計画書 1部
- ・概要版 1部
- ・データファイル CD（ファイル形式はPDF） 1枚

6 提案上限額

提案上限額は、金9,750,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とし、提案価格は提案上限額を超えないこと。

各年度の内訳は、以下のとおり。

令和8年度 4,750,000円

令和9年度 5,000,000円

7 その他

- (1) 成果品は、すべて委託者（富士宮市）に帰属するものとし、委託者（富士宮市）の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。業務委託終了後

も同様とする。

- (2) 業務の詳細及び日程の管理については、委託者（富士宮市）と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 業務に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (4) 市が提供する一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で使用、複写、複製し又は第三者に提供してはならない。
- (5) 個人情報については、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (6) 業務を効果的・効率的に進行するための仕様の追加提案等については、市と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (7) 本仕様書の内容等に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、市と受託者で協議のうえ定めるものとする。